

産業廃棄物処理委託契約書
〔 収集運搬・処分 〕

契約締結日： 平成 年 月 日

(甲) 排出事業者		(乙) 収集運搬・処分業者	
住 所		住 所	東京都杉並区上高井戸三丁目2番23号
氏 名		氏 名	株式会社 中村
代 表 者 名 (契約者名)		代 表 者 名 (契約者名)	代表取締役 戸村 勝秀

上記排出事業者（以下「甲」という。）と収集運搬・処分業者（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬・処分に関して、次のとおり契約を締結する。本契約の成立を証するために、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

第1条 (乙の事業範囲及び許可証の添付)

1 乙の事業範囲は別表1のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本書と併せて保存する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書と併せて保存する。

第2条 (廃棄物の種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供)

- 1 甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別表1のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。
- 2 甲は、処分を委託する廃棄物に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する特別管理産業廃棄物に該当するおそれがある場合、又は、石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。）が含まれるおそれがある場合には、製品情報の提出、又は、公的検査機関等において試験を行い、分析証明書乙に提出しなければならない。
- 3 甲は、当該廃棄物に廃電気機器を含み、その廃電気機器がJISC0950に規定される有害物含有マークを付されたものである場合には、乙に対し、その表示に関する事項を事前に伝達しなければならない。
- 4 甲は、本条第1項から3項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表3に記載の方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。

第3条 (報酬・消費税・支払い)

- 1 甲の委託する廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙合意の上で、1回あたりの単価にすることができる。
- 2 甲の委託する廃棄物の収集運搬及び処分業務についての消費税等は、甲が負担する。
- 3 甲は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、乙が廃棄物を確実に運搬・処分したことを確認したときに、乙に対して収集運搬及び処分業務の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合はそれによる。

第4条 (保管)

- 1 乙は、甲から委託された廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）で定める保管基準を遵守し、かつ第7条第1項で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

第5条 (マニフェスト)

- 1 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要な事項を記載した後、A（排出事業者保管）票を除いて乙に交付する。
- 2 乙は、廃棄物を乙の事業場に搬入の都度、B1（収集運搬業者保管）票、B2（運搬終了）票に必要な事項を記載し、B2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に甲に送付するとともにB1（収集運搬業者保管）票を保管する。また処分が完了したときは、乙はC1（処分業者保管）票及びD（処分終了）票に必要な事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に甲に送付するとともに、C1（処分業者保管）票を5年間保存する。
- 3 乙は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、甲から交付されたマニフェストのE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地または別紙リストの業者番号及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10日以内にE（最終処分終了）票を甲に送付する。
- 4 甲は、乙から送付されたB2（運搬終了）票、D（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに5年間保存する。

第6条 (最終処分に係る情報)

- 1 当該廃棄物に係る最終処分の場所の所在地（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力は、別表1の最終処分欄のとおりとする。
- 2 当該廃棄物のうち再資源化可能な廃棄物については、乙の処理施設で再資源化処理し、再生原料として第三者へ売却するものであることから、最終処分の場所是有価物になった場所である乙の処理施設とする。
- 3 甲は、乙と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこととする。
- 4 別表1に記載する最終処分の場所等に変更が生じた際は、乙は遅延なく甲に通知し、必要な情報を本書と併せて保存しなければならない。

第7条 (契約期間及び保存)

- 1 この契約の有効期間は、次のとおりとする。ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに甲、乙、いずれからも何等異議申立てがなされない場合には、同一条件で更新するものとする。なお、それ以降についても同様とする。

契約期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

- 2 甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

第8条 (法令等の遵守)

- 1 乙は、法令等、関係法令及び行政指導等を遵守して、廃棄物の処分を行わなければならない。甲もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

第9条 (甲の義務と責任)

- 1 甲は、乙から要求があった場合は、第2条各項によるもののみならず、収集運搬・処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状(形状、成分、有害物質の有無及び臭気)、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。
- 2 甲は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、委託物の引き取りを拒むことができる。乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

第10条 (乙の義務と責任)

- 1 乙は、甲から委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から乙の事業場における処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- 2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD(処分終了)票をもって代えることができる。
- 3 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるようにしなければならない。

第11条 (業務の調査等)

- 1 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処分の状況に係る報告を求めることができる。
- 2 甲は、乙に対し処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、乙はその状況に対して適切な説明をしなければならない。

第12条 (再委託の禁止)

- 1 乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬・処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあっては車両が故障した場合等、処分業務にあっては施設の故障等真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

第13条 (内容の変更)

- 1 甲及び乙は、契約期間及び予定数量の変動等については、甲乙協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書と併せて保管する。

第14条 (機密保持)

- 1 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

第15条 (契約の解除)

- 1 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するとき、又は甲乙合意があったときは、この契約を解除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に何等催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 相手方が監督官庁から営業(事業)許可の取り消し、営業停止等の処分を受けたとき。
 - (2) 相手方の行為により重大な損害もしくは迷惑を被ったとき。
 - (3) 相手方に営業の廃止、解散又はこれに準ずる事態が発生したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処分を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。
- 3 乙は、甲が第2条各項又は第9条第1項の規定により提供した情報により、廃棄物の処分を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引渡ししてはならない。
- 4 甲又は乙は、相手方が次の各号の何れかに該当した場合、何らの催告を要しないで、本契約を解除することができる。尚、本項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもこれを一切賠償しない。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)である場合。
 - (2) 代表者、責任者又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合。
 - (3) 自ら又は暴力団等を利用し、相手方に対して誹謗、暴力的行為又は脅迫的言辭を用いた場合。
 - (4) 甲又は乙が、自ら又は暴力団等を利用して相手方の名誉や信用等を毀損、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (5) 甲又は乙が、自ら又は暴力団等を利用して相手方の業務を妨害又は妨害するおそれのある場合。

第16条 (旧契約の解除)

- 1 本契約の締結にあたり、既に甲・乙間で締結した産業廃棄物処理委託契約がある場合には、本契約開始前日を以て解除するものとする。

第17条 (協議)

- 1 甲又は乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定とする。

別表1 (第1条、第2条、第3条、第6条関係)

収集運搬・処分業者 (会社名)	株式会社 中村		(住所)	東京都杉並区上高井戸三丁目2番23号	
(処分業許可番号)	第 13-20-031949 号	(許可都道府県政令都市名)	東京都		
(収集運搬業許可番号)	(積込み場所) 第 別紙許可証のとおり 号	(荷下ろし場所)	第 13-10-031949 号		
(許可都道府県政令都市名)	許可範囲				

【施設1】所在地：東京都大田区京浜島2-19-9						
廃棄物の種類	契約単価 (処分)	予定数量 (日/週/月/年)	乙の事業範囲		最終処分に関する情報 (下欄の番号：別表4参照)	
			処分方法	単独処理能力 混合処理能力		
廃プラスチック類	円/kg	k g/年	破碎	4.60 (t/日)	7.56 (t/日)	004018、004030、004069、004026、017814、017960、00001
紙くず	円/kg	k g/年		6.96 (t/日)		004030、004069、00001
繊維くず	円/kg	k g/年		2.32 (t/日)		004030、004069、004026
金属くず (不純物付着なし)	円/kg	k g/年		32.40 (t/日)		004026、00001
金属くず (不純物付着あり)	円/kg	k g/年		34.80 (t/日)		004026、004019、00001
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	円/kg	k g/年		46.08 (t/日)		004026、004086、016928、004019、017931、019184、00001
廃プラスチック類	円/kg	k g/年	圧縮・梱包	61.68 (t/日)	***	004018、004030、004073、004042、004026、017814、017960、00001
紙くず	円/kg	k g/年		57.60 (t/日)		004030、004073、00001
木くず	円/kg	k g/年		48.56 (t/日)		004030、004026
繊維くず	円/kg	k g/年		0.16 (t/日)		00001
廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る)	円/kg	k g/年	溶解	***	00001	

契約単価 (収集運搬)	4t車	=	円/台	契約期間中の 予定車輛台数	4t車	×	/台
	2t車	=	円/台		2t車	×	/台
	4t特殊車輛	=	0 円/台		4t特殊車輛	×	/台
	(自己運搬)	=	0 円/台		(自己運搬)	×	/台

契約期間中の予定合計金額	
(処分)	円
(収集運搬)	円
(合計)	円

最終処分に関して
最終処分先は、受け入れた廃棄物の種類・性質・状態等や、受け入れた際の処理施設の作業工程や委託先の状況に応じ、乙が判断し、別表4に記載のいずれかにて最終処分をするものとする。

適正処理に必要な情報

性状及び荷姿	性状：原形、荷姿：バラ、フレコン、箱詰め ※密閉容器は除く。
通常の保管での腐敗・揮発等の性状変化	変化なし。
他の廃棄物と混合により生ずる支障等	支障なし。
石綿含有産業廃棄物に関すること	委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合、または含まれるおそれがある場合は、この契約の対象外とする。
その他取り扱いの際に注意すべき事項	特になし。

別表2 (第2条、第9条関係)

廃棄物の種類	提示する時期または回数
石綿を含有するおそれがあるもの	排出の都度
乙が提示を求めたもの	排出の都度

別表3 (第2条関係)

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書（別途書式及び分析証明書）の伝達方法			
甲の担当者所属氏名及び連絡先 (窓口)	(名称) (TEL)	(住所) (部課名)	(担当者)
乙の担当者所属氏名及び連絡先 (窓口)	(名称) 株式会社 中村 (TEL) 03-3302-5156	(住所) 〒168-0074 東京都杉並区上高井戸3-2-23 (部課名)	(担当者)
文書の伝達方法及び伝達先	(FAX) 03-3302-5883 (e-Mail) (郵便) 〒168-0074 東京都杉並区上高井戸3-2-23 株式会社中村		
緊急時の連絡先	上記担当者TELへ		
営業時間、休業日	(営業時間) 8:00~17:00	(休業日) 日・祝祭日	

産業廃棄物処理委託契約書
〔 収集運搬・処分用 〕

管理番号：No. K00000-1-00000-00/01